

各道府県の条例における「障害者福祉施策の推進」等に関する規定比較表

医療・リハビリテーションの提供、確保	
山梨県	北海道
<p>第10条 県は、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、<u>医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進</u>その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。</p>

教育の充実		
山梨県	北海道	岩手県
<p>第11条 県は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するための福祉教育を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。</u></p> <p>(2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。</p> <p>(3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。</p> <p>(4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。</p> <p>(5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。</p>	<p>第12条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、<u>障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けられることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。</u></p>
沖縄県		
<p>第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、<u>可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。</u></p>		

就業機会の確保		
山梨県	北海道	京都府
<p>第 12 条 県は、障害者とその能力に応じた適切な職業に就くことができるようにするため、職業能力の開発及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 28 条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項及び第 32 条において同じ。）における<u>工賃の水準の向上</u>その他必要な環境が整備されるよう、<u>企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力</u>により、必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>第 22 条 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じた適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。 2 府は、障害者の雇用及び就労について事業主及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、<u>障害者の優先雇用</u>その他の必要な施策を講じるものとする。</p>
沖縄県		
<p>第 26 条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。</p>		
相談体制の整備		
山梨県	沖縄県	
<p>第 13 条 県は、障害者に関する福祉、医療、教育等の相談業務を総合的に行うための諸条件の整備に努めなければならない。</p>	<p>第 33 条 県は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。</p>	
社会福祉施設等の総合的な整備		
山梨県		
<p>第 14 条 県は、障害者の障害の種別及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるよう努めなければならない。</p>		

在宅障害者への支援		
山梨県	沖縄県	
<p>第 15 条 県は、障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 30 条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、<u>不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	
障害者の自主的な活動の促進	福祉従事者の確保	ボランティア活動の促進
山梨県	山梨県	山梨県
<p>第 16 条 県は、障害者自らが障害者のために行う相談、生活指導その他の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</p>	<p>第 17 条 県は、障害者の福祉に関し専門的知識又は技能を有する者の養成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 18 条 県は、すべての県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、<u>障害者の福祉に関するボランティア活動を実践することができるような環境を醸成するよう努めなければならない。</u></p>
公共交通機関の容易な利用、移動手段の確保		
山梨県	北海道	沖縄県
<p>第 19 条 県は、障害者が公共の交通機関を容易に利用することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 13 条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、<u>いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第 29 条 県は、障害のある人の自動車による円滑な移動に資するため、自動車の乗降に支障のない広さを有する路外駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。）の確保及び自動車の乗降に支障のある人の駐車を妨げる行為の防止その他の<u>適切な駐車場の利用に関する必要な施策を講ずるものとする。</u></p>
文化活動の振興		
山梨県	京都府	沖縄県
<p>第 20 条 県は、障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 23 条 府は、障害者がその障害の種類及び程度にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じるものとする。 2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、<u>障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>第 34 条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。</p>

健全者との交流促進、国際友好親善の推進		
山梨県	岩手県	茨城県
<p>第 20 条 2 県は、障害者の国際友好親善に資するための施策を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>第 9 条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第 8 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消することの重要性に関する県民の理解及び関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、<u>障害のある人と障がいのない人との交流の機会の提供</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p>
京都府	熊本県	長崎県
<p>第 21 条 府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の<u>障害者と障害者でない者との交流</u>を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。</p>	<p>第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、<u>障害者と障害者でない者との交流の機会の提供</u>、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第 40 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、<u>障害のある人と障がいのない人との交流の機会の提供</u>その他必要な施策を講ずるものとする。</p>

各道府県の条例における「障害者福祉施策の推進」等に関する規定比較表

県民等の理解促進、啓発活動の推進		
山梨県	北海道	岩手県
第 21 条 県は、県民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	第 10 条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	第 14 条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。
茨城県	千葉県	京都府
第 8 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消することの重要性に関する県民の理解及び関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	第 32 条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。	第 20 条 府は、府民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、特に、障害への理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。
熊本県	長崎県	鹿児島県
第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。	第 40 条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	第 25 条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。
沖縄県		
第 32 条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人に対する差別等をなくすための民間の活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。		

障害者に対する適切な情報提供		
山梨県	北海道	沖縄県
第 21 条 2 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努めるものとする。	第 7 条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。	第 31 条 県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。 第 35 条 県は、障害のある人の防災及び災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

各道府県の条例における「障害者福祉施策の推進」等に関する規定比較表

福祉のまちづくりの推進	
山梨県	沖縄県
<p>第 22 条 県は、市町村、事業者及び県民と連携を図り、障害者が自らの意思で自由かつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第 28 条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

市町村との連携推進		
北海道	岩手県	茨城県
<p>第 5 条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>第 13 条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体（以下「関係団体」という。）及び市町村と緊密な連携を図るものとする。</p>	<p>第 6 条 県は、市町村が障害及び障害のある人に対する理解を深め差別を解消するための施策を実施する場合には、当該市町村と連携するとともに、当該市町村に対し、情報の提供及び技術的な支援に努めるものとする。</p>
熊本県	長崎県	鹿児島県
<p>第 5 条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第 5 条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合には、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第 5 条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。</p> <p>2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>
沖縄県		
<p>第 37 条 県は、市町村と協力し、この章に規定する基本的施策の計画的推進を図るものとする。</p>		

各道府県の条例における「障害者福祉施策の推進」等に関する規定比較表

県民や企業等への支援の実施	
北海道	京都府
<p>第 11 条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。</p>	<p>第 24 条 府は、府民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う共生社会の推進のための活動を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。</p>

地域間格差の是正	
北海道	沖縄県
<p>第 18 条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。</p>	<p>第 36 条 県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等と協力し、離島及びへき地における地域の実情や課題に対応する障害のある人に対する福祉に関し必要な施策を講ずるものとする。</p>

表彰制度		
千葉県	長崎県	鹿児島県
<p>第 31 条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。</p> <p>2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。</p> <p>4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。</p>	<p>第 39 条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための取組に関し顕著な功績があると認められる者に対して、表彰を行うことができる。</p>	<p>第 24 条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。</p>

関係法令との調和、高齢者施策等との連携	切れ目のない支援の実施	障害者の家族への配慮
北海道	北海道	北海道
<p>第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。</p> <p>第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。</p>	<p>第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。</p>	<p>第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。</p>

県庁職員の育成	不利益な扱いに関する県民等からの意見の聴取	障害者福祉サービスの充実
岩手県	岩手県	沖縄県
<p>第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、<u>すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第11条 2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。</p>